

日行連発第1677号
令和2年3月30日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

測量法施行規則の改正について（周知）

国土交通省より、測量法施行規則の一部改正について報道発表がありましたので、お知らせいたします。測量業者の登録申請に必要な財務関係書類の簡素化に関する改正で、令和2年4月1日より施行されます。

なお、本件については、令和元年11月18日から12月18日までパブリックコメントが実施されており、当会からも意見提出を行いました。その結果についても公開されておりますので、あわせてご確認ください。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【添付】

主なご意見及び国土交通省の考え方（パブリックコメント結果）

【国土交通省ホームページ】

- ・測量業者、登録申請の書類が大幅簡素化！本年4月1日より運用開始
～財務関係書類（法人）を大幅に簡素化し、手続きコストを削減～

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo14_hh_000900.html

【(参考) パブリックコメント】

- ・測量法施行規則の一部を改正する省令（案）に関する意見募集の結果について

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155190321&Mode=2>

以上